

第 19 日目（3月 17 日）

○議 長（塩谷寿雄君） これより本日の会議を開きます。

○議 長 ただいまの出席議員数は 22 名であります。

[午前 9 時 35 分]

○議 長 本日の日程は、お手元に配付した議事日程（第 10 号）のとおりといたします。

○議 長 日程第 1、請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める請願書、日程第 2、第 12 号議案 令和 5 年度南魚沼市水道事業会計予算、日程第 3、第 14 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計予算、以上 3 件を一括議題といたします。産業建設委員長・吉田光利君の審査報告を求めます。

産業建設委員長。

○吉田産業建設委員長 皆さん、おはようございます。早速ですが、産業建設委員会に付託されました、請願第 1 号 免税軽油制度の継続を求める請願書について審査した結果、次のとおり決定いたしましたので、南魚沼市議会会議規則第 110 条並びに第 143 条第 1 項の規定によりご報告を申し上げます。

審査の状況であります。期日は令和 5 年 3 月 2 日、委員の出席状況は 7 名全員の出席、議長にも出席いただきました。最初に、紹介議員より趣旨説明を行っていただき、その後、質疑に入りました。この免税軽油制度により南魚沼市がどれくらいの恩恵を受けているかなどの質疑がありました。その後、討論に入りました。討論はありませんでした。起立の採決により、委員全員の賛成で採択すべきものと決定いたしました。

以上で、報告を終わります。

続きまして、産業建設委員会に付託された事件の審査結果について報告させていただきます。審査期日は令和 5 年 3 月 2 日であります。出席委員は 7 名であります。議長にも出席いただきました。付託された事件は、企業会計予算審議の 2 件です。

まず最初に、第 12 号議案 令和 5 年度南魚沼市水道事業会計予算の審査概要を報告させていただきます。執行部からは上下水道部長、水道課長から出席いただき、説明を受けました。

まず、上下水道部長から令和 5 年度予算の編成方針として、①地域別水源方式の水源再構築について、②畔地浄水場の非常用自家発電設備の更新について、③重要給水施設への管路の耐震化について、④料金改定についての 4 点について説明がありました。

また、純利益の推移については、令和元年度当時は 1 億数千万円あったが、その後、経営が激変し、令和 5 年度予算は 804 万円と見込んでいる。キャッシュ・フローは、令和 4 年度決算見込みよりマイナス 1 億 3,100 万円で、期末資金は 15 億円程度で、令和 6 年度が底と見込んでおり、14 億円まで減るが、その後、回復するだろうと推計しているという説明がありました。

当市の管路については、近隣市町あるいは類似団体に比べてまだまだ若く新しいこと、一方で配水池関係は以前の簡易水道の頃から使用していた古い施設があるので、こういう施設

の更新が望まれるという説明がありました。その後、水道課長より予算書の収支明細書に基づき、各款項目等の予算数値に基づく詳細な説明がありました。これらの説明を受けた後、各委員から質問がありました。

①資本的支出の建設改良費が以前より上がっている理由はこの質問には、畔地浄水場という大きな浄水場を抱えており、しかも今の給水人口にはなかなか見合うような規模ではなく、過大な施設となっている。それに対するもともとの改良費、それぞれ各地区の配水池の施設整備に金額が必要であるためという説明がありました。

②市内に非常用水源を造る予定だが、非常用水源の数は全国的な例で妥当かとの質問には、非常用水源の本数については全国的にどうかではなく、平成 23 年に大断水が生じたことから、各地域に水源を持つこと。川を横断すると水管橋が落ちたりするリスクが高いため、各地域に水源を求めること。当市は旧 3 町で 12 地区あるので 14 本というような考えを基に数を設定しているという説明がありました。

③漏水対策で新たな漏水検査法の導入という話だが、具体的な方法はどの質問には、新しい対策として、水道水の出す電磁波を衛星によって検知するというシステムがある。全域的にここの部分に水道の漏水があるのではないかと目星をつけることができるという営業を受けている。費用対効果を比較した上で、新しい実効性のあるものがあれば、積極的に対応していきたいと考えているという説明がありました。

その後、質疑を終了し討論に入りました。討論については反対討論が 2 名、賛成討論 2 名が行われ、その後、採決に入りました。採決では賛成者 4 名、反対者 2 名で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、次に第 14 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計予算の審査概要について報告させていただきます。執行部からは上下水道部長、下水道課長から出席いただき説明を受けました。

まず、上下水道部長から予算編成の方針について、①下水道事業は広域化の事業を進めていること、農集統合完了となったので、大和クリーンセンターの統合を令和 12 年度を目標に今後進めていく。農集統合の経費削減効果は年間約 3,800 万円と試算している。②不明水対策は引き続きマンホール蓋の更新を行うこと。③浸水対策として雨水幹線事業だが、六日町の市街地の寺裏幹線については、令和 5 年度早期完了を見込んでいること。④経営基盤の強化として 10 年あるいは 20 年の投資・財政計画の検証を引き続き進め、繰入金あるいは使用料の在り方を引き続き研究していきたいという説明がありました。その後、下水道課長より予算書の収支明細書に基づき、各款項目等の予算数値に基づく詳細な説明がありました。これらの説明を受けた後、各委員から質問がありました。

1、当市の下水道料金が低い理由はこの質問に対して、面積が広く処理場の数が多いと管路も長くなること、また人口密度が低いことがある。面積が広いと維持管理がかかるという部分で高いということになるという説明がありました。

2、農業集落排水施設を書庫として活用しているようだが、例えば雪室にもチャレンジで

きないかとの質問には、汚水が入っていた地下の層は確かに雪をためることは可能だと思う。地熱の関係、保温とかの体制が必要と思うが、そういう面での活用を今後情報収集して検討していきたいと考えているという説明がありました。

その後、質疑を終了し討論に入りました。討論については反対討論が2名、賛成討論1名から行われ、その後、採決に入りました。採決では賛成者4名、反対者2名で、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で、産業建設委員会に付託された事件の審査結果の報告を終わります。

○議 長 3件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

○議 長 質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書に対する討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。この採決は起立によって行います。請願第1号 免税軽油制度の継続を求める請願書、本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願を採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立全員。よって、請願第1号は採択することに決定いたしました。

○議 長 第12号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第12号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計予算について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論に参加します。

南魚沼市の水道料金が県下一高いことはこれまでも指摘し、水道料金の引下げと口径別料金体系への移行を求めてきました。そうした下で、今議会で水道給水条例の一部改正が行われました。それによって口径別の料金体系へ移行するという点については評価をいたします。しかし、口径別の基本料金が高額過ぎて使用料が10立方メートル以下の利用者への恩恵はわずかしきありません。近隣市町並みに13ミリメートルの口径の基本料金は、現在の半額程度に設定すべきだと考えます。そうしなければ、口径別の料金体系を採用したメリットを市民の皆さんが感じることはできません。

もう一点は、福祉減免制度の廃止です。今回の改正によって、現在福祉減免を適用されて

いる皆さんは料金が上がることとなります。これでは高い水道料金の引下げを求める市民の声に応えた改定とは到底言えません。コロナ禍に加え、物価高騰に苦しむ市民の皆さんの暮らしを考えると、福祉減免制度の廃止は認めることはできません。私は市議員になって以降、一貫して水道料金の引下げを求めてきました。多くの市民が関心と期待を寄せている市政の重要課題であります。条例改正の中で今後の見直しも示唆されていますが、今後さらなる水道料金の引下げにつながるよう求めて、令和5年度南魚沼市水道事業会計予算への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

4番・目黒哲也君。

○目黒哲也君 第12号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計予算に対しまして、南魚みらいクラブを代表いたしまして賛成の立場で討論をいたします。

水道料金の引下げは確かに市民の期待するものでありますが、水道事業で最も大事なことは、市民の生活を支えるために安全で良質な水をつくって、安定して持続的に供給することではないでしょうか。反対討論では他自治体と比較しておりますが、水道事業における設備投資の時期や、地域の地形、面積そして人口等々、様々異なる状況を踏まえないで議論をすることは乱暴過ぎやしないかと考えます。

2021年の調査では、小規模な簡易水道を除く国内1,232の市町村や団体などの水道事業体では、人口減少に伴う水道料金収入の減少や水道設備の老朽化に伴う設備更新事業の増大に伴い、水道事業の経営環境は厳しさを増している状況であるとの調査発表がされました。

新潟県内26の簡易水道を除く水道事業体の市町村全てにおいても、累積赤字を回避し持続可能な経営を維持するためには、将来、水道料金を最大3倍に値上げしないと運営できないとの試算もされております。

既に十日町市では水道管や施設の更新コストが今後さらに増え、このままでは市の財政が立ち行かなくなる現状を考慮すれば、将来世代に大きな負担を残さないために、水道料金改定はやむを得ないとの考えで、昨年と来年の2段階で水道料金を39%値上げすることが決定しております。

水道管の管路経年化率を見ると、当市は5.53%に対して十日町市は37.54%と当市の約7倍、魚沼市は17.27%と当市の約3倍と経年化が進んでおり、2つの市と比較すると当市の管路は新しいほうであり、つまり管路整備が十日町市と魚沼市に比べると先行投資をしているとも言えます。このように、近視眼的な見方で他自治体と比較することはいかにも浅はかではないかと考えます。

令和5年度の予算概要では、検討を続けてきました料金体系を用途別から口径別とし、使用水量に応じた公平な料金負担になるように見直しを行い、水道料金の改定を示しており、加えて料金改定緩和措置も予算計上しております。

加えて、大規模断水を回避するために、塩沢地域において既存の湧水水源の利用や深井戸を新設する非常用水源を整備し、将来的にはこの非常用水源を常用化し、塩沢地域の拠点水

源と位置づけ、水道水源ネットワークを構築して、畔地浄水場をはじめとする水道施設の更新費用を軽減する取組も進めております。さらに畔地浄水場の非常用自家発電設備の更新や、災害時の避難所にあたる重要給水施設までの配水管耐震化事業も計画しております。

以上のように、水源再構築や有収率向上、そして災害時の対応に向けた取組や料金改定への移行、そしてこの事業成果を見て、今後の水道事業経営戦略の再構築を見据えている評価できる予算編成と考えます。

私たちは水道事業経営の悪化に伴う費用負担の増大等によって、将来世代へツケを回さないようにしなければなりません。そのためにも現状を正しく捉え、そして先を見据えて建設的な改革を進めながら、将来にわたり水道サービスを安定的に継続できるように、経営基盤安定と財政マネジメント向上に取り組んでいかなければならないと考えます。多くの皆様からのご賛同をいただきますようお願いいたします。

○議長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 令和5年度水道事業会計予算に反対の立場で討論に参加させていただきます。先ほど賛成討論者が将来にツケを回すことは許されないという、全く同じ思いでございます。将来にツケを回さないためには何をすべきか。それは経営戦略に基づいた予算編成であるかどうか、私たちがここでしっかり見極めなければいけないと思います。

平成31年に南魚沼市水道事業経営戦略というのが発表されました。3つのケースが検討されました。畔地浄水場を現状規模で更新する、これには124億円かかる。2つ目、畔地浄水場を適正規模で更新する、これには104億円かかる。3つ目、畔地浄水場を10年間存続させ、非常用水源を11か所造りそれを常用化していく、これが58億円。その検討結果は3つ目の58億円が一番、効率がいいということで、3つ目のケースが採用され、私は産業建設委員会でこの3つ目のケースで予定どおりしているのかという質問をし、部長はおおむね予定どおりにしているという回答でしたが、この回答に全く説得力を感じません。

なぜか。3つ目のケースでは5年後に畔地浄水場は廃止するという前提でこの経営戦略は組まれておりますが、そもそも5年後に廃止されるかどうかというのを、未だに明言できておりません。もしかしたら存続するかもしれない。存続した場合は、畔地浄水場の維持管理費、プラス非常用水源の11か所の部分がかかり続けていくわけです。

この第3ケースでは、毎年5年間、五、六億円の投資費用がかかるという計算でした。しかし、今年度の予算編成では建設改良費だけで9億円。大幅にオーバーしております。令和4年度は7億円かかっております。この9億円という額ですけれども、南魚沼市は給水件数2万4,000件ありますが、十日町市は1万2,000件で3億円、魚沼市は1万4,000件で3億8,000万円ということで、他の自治体と比べて高い。

賛成討論者は、ほかの自治体は管路が古いというふうにおっしゃっているので、管路が古いなら維持管理費も多くかかるのではないかなと思うのですけれども、南魚沼市のほうが実際は多くかかっているという状況でございまして、このままですとさらに負担が増大してい

く。毎年5億円の投資額の予算で組まれていたのに、それが今年だけで4億円オーバーしているわけですね。建設改良費だけで4億円オーバーしているということは、それが10年間ということは40億円オーバーで、そもそも畔地浄水場を適正規模で更新すれば100億円かかるだろうという、その予算に近づいてしまうわけですね。だから、経営戦略の前提が崩れてしまう。なぜ、崩れてしまうのか。崩れてしまうなら、新しい戦略をすぐにでも出さなければいけないし、私たちはこれ以上、将来にツケを回さないためにも、しっかりこの経営戦略に基づいて予算がなされているということを、この議場でしっかり判断しなければいけません。

そのためにも、もっと水道事業を開かれたほうにやっていってもらいたいと思います。今回、水道の審議会のメンバー、審議委員を公募していただきました、初めて公募。5人が応募していただいて1人が選定されるということなのですけれども、もっともっと——5人が応募してくれたということは、すごい関心があるということではないですか。

ぜひ、そういった関心のある市民を取り入れていって、特定の方でもいいですけれども、専門家も必要でしょう。でも、もっと多くの方に開かれた水道事業を目指して、こういうふうな戦略に基づいてやっているのだと。本当に経営戦略に基づいてやり、皆さんの負担を軽減していくのだと、そういった思いで市民と一緒にやっていく水道事業であるべきだと思います。反対討論とさせていただきます。

**○議 長** 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5番・梅沢道男君。

**○梅沢道男君** それでは、令和5年度水道事業会計予算に、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

水道事業会計ですけれども、この予算編成に当たっては、市民にとって最も基本的なライフラインであります生活用水の安定供給を担保するための水道事業の継続の確保とともに、市民負担軽減や公平性への配慮が重要になります。

令和5年度水道事業会計の予算では、このような考え方を基本に水道水の安定供給に向けた施設の維持管理や、水源再構築に向けた施設整備の推進、さらには災害対策対応等も含めた重要給水施設への耐震化を進めるなど、将来にわたる生活用水の安定供給体制の確保に向けた計画的な取組を着実に進めるための予算となっていると思います。

そういう意味では、水道事業の戦略計画も含めて、委員会でも部長のほうからおおむね計画の方向に向かって進んでいるという答弁もいただきましたが、そういう意味では当初計画、当初の方向性に沿った様々な工夫がされ、努力がされ、今進められているのだろうと思っています。

また、令和元年から4年間にわたって議論を進めてきました、使用水量の少ない一般家庭への過重負担解消に向けての取組、これに取り組んできました。基本水量や従量料金の逡減方式の見直しを実現することもできました。決して、金額的には満足できる水準までには至っているとは言い難いものの、現在の水道事業会計の状況下においては最善を尽くした内容となっていると思います。

市民の皆さんに安全・安心で質のよい水を届けるという水道事業の使命を自覚し、安定した事業継続の実現に向けた努力に加え、公平性の確保に向けた料金体系の見直しを行うなど、執行部の努力と決意が見てとれる予算編成であり、その計画を着実に進めるための予算編成となっています。

その意味からも、令和5年度南魚沼市水道事業会計予算については、多くの議員の皆さんから賛同をいただきたくお願いを申し上げまして、私からの賛成討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

8番・永井拓三君。

○永井拓三君 それでは、未来創政会を代表して、令和5年度水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加いたします。まず、ライフラインという言葉の意味を考える上で、水の存在は人間として生活する上でとても重要なものです。水は流れるままを人間が口にすることは難しく、人間の生活に適した安全性を担保するために、ろ過、消毒などをし、適切であるというふうに進めていく必要があります。その水が安心かつ安全な状態で配水されていることこそが、行政の事業として重要なことだと言えるでしょう。

改めて水道をライフラインとして考えてみます。私たちも東日本大震災直後の夏に水害を経験し、水道が一部使えなくなるなど水道災害を経験いたしました。その結果、改めて水道事業の在り方を考える機会を与えられました。

予算に関しては、水道料金が高いということに対する反対意見などがあると思います。しかしながら、南魚沼市の水道事業としての最適化を図るために日々努力をし、改善しようとしている姿は評価できます。

私たちの地域の人口が過去の時点でここまで減っていくということは予想できなかったという点では、見積りが甘かったとは思いますが、それは地方自治体全体でも同じことが言えると思います。その件に関しては大きな落ち度とは認められないと思います。また、地勢上、当時ダムを造って水道供給をすることが最良の選択だったのでしょう。それを今後は今の状況に合わせてようと、深井戸を掘るという考え方に移行しています。

令和5年度予算でも、地域別水源方式の再構築に向けた施設整備を加速させるほか、災害時の重要施設である指定避難所への配水管耐震事業化も行われる内容でした。また、配水池等の老朽施設の改築など、有収率向上のための漏水対策として塩ビ管による老朽管布設替えに取り組むことになっています。これらの内容は、対災害向けに効果が見込めるため、料金体系だけではない安全の担保を視野に入れ、予算組みされている点に関しては大きく評価できます。

そのほか、修繕費や維持管理費などの縮減を図り、効率のよい浄水場の運転管理と施設の延命化を図ろうという努力の姿勢を感じることができます。現時点での水道料金の中で事業運営をし努力していること、また、政治判断ではなく事業的な判断として、前向きに水道料

金を値下げできないかという検討に多くの時間を費やしていることは、市民の生活の安心・安全を最優先して考えている姿勢であることは強く感じられます。

今後の課題として先ほども申し上げたとおり、災害時の緊急水源の確保を目指すことが求められます。また、現有資産の総点検をした結果を詳細に分析し、将来に引き継ぐべき資産を明確にし、災害時でも給水に困ることが少ない深井戸による水道の確保など、市内全域で考えていく必要があります。また、漏水による無駄な支出も抑えるため、調査・修繕をさらに行うことも求められます。そのほか、人口が減少する中で、給水収益の減が見込まれる中で、地域——特にリゾートマンションなどでの持続可能な水道事業を目指す必要があります。

このようなことを複合的に考えるのであれば、令和5年度の水道事業会計予算は評価に値します。今後の水道事業において多くの課題を克服し、市民生活をよりよいものにしてほしいと強く要望して賛成といたします。多くの議員からの賛同を求めます。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

9番・勝又貞夫君。

○勝又貞夫君 議長より発言を許されましたので、第12号議案 令和5年度南魚沼市水道事業会計予算に対し、歩む会を代表して賛成の立場で討論に参加します。

第12号議案は、予算案についての是非を問う議案であり、事業内容について多くを語る場ではないと認識しています。今回は年度途中において、より公平性の高い料金プランへの移行という大きな変化を含んだ予算案であります。これは担当部署において考えられるあらゆる可能性について繰り返し検討が加えられ、産業建設委員会において審査された結果、原案可決として報告されたものであります。

この第12号議案は、年間の当初予算であり、年度途中においても必要に応じて補正予算を組むことができるわけで、状況に応じて増額補正、または減額補正も可能性としてあり得ることでもあります。その意味でも今後において柔軟に対応できるものと考えているものであります。水道事業の経営状況や水道料金など、様々な考え方もあろうかと思いますが、財政的に苦しい現状を考えれば、現行制度においてこれ以上の予算案は望めないものと思います。

ゆえに当初予算案に対し、現時点で反対する理由が見つかりません。今後も水道行政についてはさらに改善を心がけ、安全・安心な水道水の安定供給に努めていただくよう強く要望し、賛成の討論といたします。より多くの皆様の賛同をいただきますようよろしくお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。



〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 12 号議案 令和 5 年度南魚沼市水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 12 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 第 14 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

7 番・中沢道夫君。

○中沢道夫君 第 14 号議案 令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計予算について、日本共産党議員団を代表して反対の立場で討論を行います。

南魚沼市は下水道の使用料も県内トップクラスです。上水道と合わせると市民には大きな負担になっています。令和元年度から企業会計に移行し、経営内容が明らかになっていますが、補助金、繰入金頼みの苦しい経営内容になっています。営業収益である下水道使用料収入が 11 億 223 万円に対し、営業費用が 28 億 2,164 万円と倍以上となっており、国の基準の見直しによって繰入金などが変更になったり、市の財政状況によって一般会計繰入金が減額されれば、直ちに赤字に転落してしまいます。

また、資産に対して資本金がごくわずかしかない点も問題です。これは他会計からの出資や利益剰余金の資本への繰入れがない限り増えないので、事態は大きく変わっていません。令和 6 年 3 月末の予定は、29 億 8,800 万円となっていますが、それでも資産・負債が 527 億円に対しては少なく、資本金が 120 億円を超えている水道事業に比べても極端に低い金額です。

また、現金・預金は昨年よりさらに落ち込み、1 億 5,789 万円となっていて、資金繰りも大変厳しいものと思います。さらに、固定資産の中には農業集落排水処理施設が含まれています。既に析産を除き全て流域へのつなぎ込みが完了し、不要な施設となります。有効な活用方法もないまま、遊休施設を抱えていかなければなりません。これも財政の足かせになります。そして、500 億円を超える固定資産がありますが、一方で企業債も 240 億円を超えており、今後、返済が続きます。高齢化と予想以上の人口減少が続く、予算規模も縮小していく中で、将来世代にツケを回すことにならないか心配です。

以上、財務上の懸念を指摘して、下水道事業会計予算への反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

5 番・梅沢道男君。

○梅沢道男君 それでは、議長から発言を許されましたので、市民クラブを代表いたしまして、令和 5 年度南魚沼市下水道事業会計予算に賛成の立場で討論に参加をさせていただきます。

ます。

下水道事業は、公共用水域の水質保全の確保と公衆衛生上の向上、さらには市民生活における利便性の実現と衛生環境の確保、これらを通して快適な市民生活の実現を目指す重要なライフラインの一つであると考えます。

しかし、本市のように人口の集積が進んでいない地域での健全経営の実現は、極めて難しいという側面も併せ持った事業でもあります。このような状況の中、維持管理費の削減に向けて進めてきた農業集落排水の流域下水道への接続事業は令和4年度をもって事業完了し、その後の大和处理区の接続についても計画的な事業推進が行われるなど、維持管理費の削減に向けた計画的な事業推進が進められています。

そして、農業集落排水施設の遊休資産化の問題、これも大きな問題ですけれども、維持管理経費の削減に向けた先進的な取組の過程でやむを得ず発生した問題であり、今後の課題であることは事実ですが、資材倉庫や書庫としての活用も始まり、その後の検討も今進められています。さらに、経営に大きな影響を与える不明水対策についても国の交付金を有効活用しながら、マンホール蓋の更新事業を進めるなど維持管理費の削減に向けた取組が進められています。

また、下水道事業会計については、地方公営企業法の全部適用とする中で、下水道事業全体の運営状況や財政見通しの把握、これらを今進めておりまして、将来にわたる投資や財政計画の検証を進める中で、繰入金と使用料の在り方の研究も進めるとしています。このように、経費削減や将来にわたる事業の検証、さらには料金体系の研究も進めるなど、厳しい経営の中においてもこれらの政策目標の実現とともに、安定経営の実現に向けた努力の見られる予算編成となっていることから、多くの皆さんからのご賛同をお願い申し上げまして、私からの賛成討論とさせていただきます。

**○議 長** 次に、原案に反対者の発言を許します。

1番・黒岩揺光君。

**○黒岩揺光君** 令和5年度下水道事業会計予算に、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど賛成討論者が、維持管理費が計画的に削減に向かっているということなのですが、それは何に基づいて言っているのかがちょっと理解ができなかったのですが、南魚沼市は下水道事業経営戦略というのを、令和3年3月——今から2年前になります、2年前に立てました。ここにはしっかりとした、どれぐらいの維持管理費が毎年かかるのかというのを、10年計画が掲げられております。

私は当然のことながら、この戦略を見ながら今年の予算書が合っているかどうか、もちろん時間をかけて研究しているわけです。これが合っていなかったら困るわけですから。結果、維持管理費、人件費は9億2,000万円、今年度の予算は計上されていますけれども、令和3年3月の経営戦略には7億円ぐらいの予想だったのです。それが1億円以上、一、二億円のオーバーがあった。

当然、産業建設委員会で私はそれを質問します。これはどういうことになっているのですかと質問をしたら、部長がその経営戦略自体をその場に持っていないからお答えができないという、そういう状況でした。2年前にできた経営戦略を予算の説明のときに担当の方たちが持ってきていないということ自体が、私はちょっとどうかなと思ひまして、その後、話を聞いたらそもそも令和3年3月の経営戦略がこの2年間でもう大分変わっていると。大分変わっているなら、一日も早く新しい戦略を立てないと、既に下水道料金は高いわけですから、同じように市民にしっかり説明ができない、私たちは。また10年後、それ以上高くなっても困るわけです。

上水道は公平性に料金改定されましたけれども、下水道はまだ公平性が保たれた料金体系にはなっていないと思うのです。使えば使うほど安くなるではないですか。ほかの自治体は、使えば使うほど上がっていくのです。でも、南魚沼市の場合はずっと上がらずに同じ料金がずっと続いて、たくさん使うと最後に下がるみたいな感じなので、ほかの自治体みたいに使えば使うほどちょっとずつ上げていけば、一般家庭の使わない人たち——特に独り暮らしの高齢者とかを守る料金体系になっていくと思うので、今回の上水道の料金体系と同じような形に一刻も早くしてほしいという思いと、ぜひ、令和3年3月の下水道事業経営戦略が変わっているなら、一日も早く新しい戦略を立て直して、私たちにご提示いただきたい。

賛成討論者の計画的に維持管理費、人件費が削減に向かっているというのは、何を根拠に言っているのかをまた示してもらいたいという思いで、反対討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第14号議案 令和5年度南魚沼市下水道事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第14号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 日程第4、第9号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算、日程第5、第10号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算、日程第6、第11号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計予算、日程第7、第13号議案 令和5年度南魚沼市病院事業会計予算、以上4件を一括議題といたします。4件について、社会厚生委員長・目黒哲也君の審査報告を求めます。

社会厚生委員長。

○目黒社会厚生委員長　それでは、社会厚生委員会に付託されました4つの事件を審査した結果を、会議規則第110条の規定により審査報告を行います。

調査期日は令和5年3月1日、委員の出席状況は6名でございます。議長からも出席をいただきました。調査内容につきましては、それぞれ関係する執行部から出席を求め、審査を行いました。付託案件が多いため、簡潔にご報告を申し上げます。

最初に、第9号議案　令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算についてでございます。令和5年度被保険者数は、前年度とほぼ同じ1万1,766人と見込み、1人当たりの給付金額は前年度よりマイナス49円の11万8,525円の算定となりました。なお、県平均は11万6,673円であり、1,852円上回る配分となっております。

このうち市町村ごとの違いの要因は主に2つございます。一つは市町村ごとにかかっている医療費の違い、もう一つは所得の違いでございます。医療費がかかっているほど高くなり、また一方で所得が高いと高くなるという関連がございます。南魚沼市の場合は、他自治体と比べ医療費はやや低めで、所得は若干高めな状況であり、その結果、県全体の平均より少しだけ高い位置にございます。

ここで注視すべき点は、先ほど被保険者数は昨年度とさほど変わらない見込みと説明いたしましたが、被保険者の年齢区分を見ますと、ゼロ歳から64歳は減少、65歳から74歳は増加しております。また、介護保険2号被保険者数は3,191人と大幅に減少見込みでございます。つまり、比較的所得の高い世代が減って、比較的医療費のかかる世代が増えているという傾向がますます強まっているとも言えます。

続いて、制度改正についてでございますが、1つ目は後期高齢者の増に伴って、後期高齢者支援金分の課税限度額2万円の引上げ。この対象に当たるのは、市内で99世帯となります。2つ目、保険税の軽減措置判定所得について、5割軽減判定と2割軽減判定者の引上げでございます。3つ目は、出産育児一時金の引上げについての説明がございました。国保税の産前・産後減免については今後予定されておりますが、詳細な内容は確定をもって条例改正などを上げることとなります。

以上から、歳入では、保険税収入を前年度比7,157万円減の9億5,084万円、普通交付金と特別交付金を合わせて40億4,604万円、繰入金は被保険者の負担軽減を図るために、支払準備基金から1億円を繰り入れ、一般会計繰入金と合わせて5億3,125万円とし、歳入総額は55億4,400万円。歳出として1人当たりの医療費の伸びを前年比5%増と見込み、保険給付費を39億7,000万円、国民健康保険事業費納付金は、前年度比2.4%減の13億6,079万円、保健事業費は、前年度比3.5%減の5,814万円として計上いたしました。

執行部からの説明後に質疑に入りました。国保税率について、滞納金について、特定健診受診率向上について、データヘルス計画について、CKD対策について、ジェネリック医薬品の活用について、レセプト点検の体制について等々と活発な質疑がされました。

その後、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決でございます。

次に、第10号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算についてでございます。後期高齢者に対する保険料の賦課、医療給付などは県内全ての市町村が加入する新潟県後期高齢者医療広域連合において運営されており、広域連合から示された額を基に予算編成をされております。

南魚沼市の状況については、令和4年度の保険給付費は1人当たり保険給付費合計予測が前年度比3.1%増の71万2,105円と大きく伸びております。これは入院費が前年度比6.8%増の35万1,986円と大きく上がったことが反映されております。それに対して、外来診療である入院外費は1人当たり給付費は下がっております。被保険者数は団塊の世代が加入することから、増加していくことが見込まれております。制度改正として令和5年度は均等割額の減額をする基準所得の改定が、国保と同様に5割軽減と2割軽減の所得の基準判定が引き上げられます。市の対象者は、5割対象者が20人程度、2割対象者が10人程度の試算になっており、4月1日から施行されます。

説明を受けた後、質疑に入りました。新潟県の1人当たりの保険料の平均額について、75歳以上の医療費の負担について、滞納繰越金額について等々が質疑されました。

その後、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決でございます。

第11号議案 令和5年度南魚沼市介護保険特別会計予算についてでございます。令和5年度介護保険料は、第1号被保険者数を前年度比104人減の1万8,623人と見込み、また収納率を勘案して昨年度並みの14億4,066万円と計上いたしました。介護保険給付準備基金は、第8期計画で保険料軽減に充当する目的で1億8,000万円を3年間で取り崩す計画の2年目でございますが、令和5年度は取崩し額を4,616万円と見込み、令和5年度末残高見込額は6億1,891万円となります。

介護保険事業の現状と課題は、要介護認定者数は、令和4年度に入り減少傾向となっております。令和5年1月末現在、第1号被保険者は、前年度比155人減の3,423人、認定率は前年度比0.8%減の18.4%となっております。受給者数の割合は、令和4年1月末現在82.3%が、令和4年12月現在で1.1%増の83.4%となっております。

特別養護老人ホーム待機者の状況については、平成27年度から減少傾向にあります。令和5年1月末の状況で269人の待機者となっており、1年前から68人減少しております。新たに入所する方は、年間145名ほどとなっております。一般的な待機期間については、おおむね1年から1年半程度で推移しておりますが、市外の施設に入所している方も一定数いるのは事実であり、今後の施設整備の方向性について人材確保の問題と合わせ、十分な検討を行っていきたいと考えていると説明がありました。

執行部より説明を受けた後、質疑に入りました。介護保険料について、要介護認定者数について、認知症総合支援事業について、坂戸楽生園について、介護認定審査会について、介護人材について、特別養護老人ホームの待機者について等々が質疑されました。

その後、討論に入りましたが、討論はありませんでした。採決の結果、全会一致で原案可

決でございます。

最後に、第13号議案 令和5年度南魚沼市病院事業会計予算についてでございます。最初に病院事業管理者より、前年度より一般会計繰入れが2億円減、加えて国保が8,000万円減、一方で光熱費、燃料費が9,000万円増と、前年度に比べ3億7,000万円マイナスな財政環境の中で、さらにコロナウイルス感染症の発生があり、院内クラスターも五、六回起こった中で、一人でも欠けたら病院閉鎖をしなければならない緊迫な状況下で、職員が一丸となって収益を出しながら、キャッシュを減らすことなく運営をできた。本当に死に物狂いの年であったとの報告の後に、会計予算の説明を受け質疑に入りました。

質疑に関しては、職員の厚生福利費について、企業債の償還について、一時借入金について、非常勤医師の給与について、薬品費について、医療機器購入の地方公営企業法の適用について、診療科目について、土地の借上料について等々の質疑がございました。

その後、討論に入りましたが、討論はございませんでした。採決の結果、全会一致で原案可決でございます。

以上、社会厚生委員会の審査報告とさせていただきます。

○議 長 4件を一括して、委員長の審査報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ声あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ声あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 ここで休憩といたします。休憩後の再開を11時といたします。

〔午前10時36分〕

○議 長 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

〔午前10時59分〕

○議 長 第9号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第9号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に反対の立場で討論に参加します。

令和5年度は、出産育児一時金の支給額が8万円増額され50万円となり、前進しました。安心して子供を産むことができる、本当に重要な支援だと考えます。また、昨年4月から国の制度による未就学児の均等割の5割軽減が実施されています。重要な改善だと喜んでおりますが、今年度は、一般会計からの未就学児均等割保険料繰入金が昨年度予算のほぼ半分の予算となっています。理由は、対象者が想定より少なかったからだとのことでした。

子育て応援を言うのであれば、一般会計の繰入額を半分に減らすのではなく、減免措置を未就学児だけではなく、中学・高校まで引き上げるとか、二子、三子といった多子世帯の全

額免除といった市独自の負担軽減の上乗せ措置を講ずるべきではないでしょうか。均等割は子供が誕生すると、増税になるという子育て支援に逆行する仕組みです。

日本共産党は、市町村独自でも子供たちの均等割を廃止するよう求めてまいりました。加えて、均等割の制度は人の頭数に税金をかけるもので、民主的な税制に反する制度です。未就学児の5割軽減は大きな一歩前進です。今後は対象年齢を徐々にでも拡大し、均等割そのものをなくす、廃止する措置を取るよう強く要望してまいります。

また、国保制度の最大の問題は、加入者の負担の限度を超える高い国保税になっていることです。国保税は、同じ所得・収入のサラリーマンが加入する協会けんぽの保険料と比べると約2倍です。国保制度の加入者は、かつては自営業者や農家を対象にしたものでした。しかし、現在は4割が年金生活者などの無職、3割が非正規労働者で、低所得者が多く加入する医療保険です。

全国知事会、全国市町村会など地方団体は加入者の所得が低い国保が、他の医療保険よりも保険料が高く、負担が限界になっていることを国保の構造問題だとし、これを解決するために公費投入、国庫負担を増やして国保料を引き下げることが国に要望し続けています。全国知事会は、高過ぎる国保税を協会けんぽの保険料並みに引き下げ、持続可能な制度に改革するために1兆円の公費投入を求めています。

国が実施する低所得者に対する軽減措置は、5割軽減判定、2割軽減判定、共に所得算定金額がわずかに引き上げられましたが、対象者は減っています。負担の限界を超える国保税の負担軽減の努力を市としても独自に実施すべきであります。本予算にはそうした市民の暮らしに寄り添う温かい姿勢は見られませんでした。よって、反対をいたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

19番・桑原圭美君。

○桑原圭美君 第9号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に、南魚みらいクラブを代表し賛成の立場で討論に参加いたします。

会派の総意といたしまして、国保会計は既に財政運営の主体が県に移っているため、基礎自治体で討論するまでもなく、賛成することが常識であると考えております。財政運営が県に拡大したことで、人工透析等の高額医療費の発生などの多様なリスクに対応でき、急激な保険料の上昇が起きにくくなること、また、医療構想を検討する際、医療保険と医療提供の両面を見ながら県と連携した、安定した地域医療の充実を図れるようになることなどの効果が期待できます。

高額な保険料が住民の生活を苦しめているという批判もありますが、ほとんど医療を利用しなくても制度に不満一つ言わず、保険料を負担している方が大勢であり、日本が世界に誇れる素晴らしい制度として享受することが、私たちの権利と責任であると思います。多くの皆様の賛同をお願いして賛成討論といたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

3 番・大平剛君。

○大平 剛君 それでは、未来創政会を代表いたしまして、第9号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に賛成の立場で討論に参加させていただきます。

令和5年度国民健康保険の予算は、5つの運営方針によって成り立っております。1つ目、健全財政の維持。2つ目、保険税収納率向上対策の推進。3つ目、保険給付費適正化と医療費適正化の推進。4つ目、特定健診・特定保健指導の推進。5つ目、人間ドッグ助成事業の継続です。

これらをまず方針から見ていきますと、健全財政の維持は国民皆保険の最後のとりでと言われる国民健康保険の運営上適切なものであり、これは当然維持されなければいけないと思いますので、この点においては妥当だと考えます。そして、保険税収納率の向上対策の推進ですが、これはまさしく健全財政の維持のためにはこれも必要だと思います。よって、これも適正と考えます。

そして、保険給付費の適正化と医療費適正の推進ですが、これもまた健全財政のためには必要なものと考えます。また同時に、市民の方の健康な生活を推進するという意味で、私はぜひとも推進していただきたいと思います。そして、特定健康診査、特定保健指導の推進、人間ドッグの助成事業の継続、これは先ほども述べたとおり、医療費の適正化、保険給付費の適正化に関わりますし、また健康増進にも関わりますので、これも進めるべきものと考えます。よって、運営の5つの方針に関しましては、私はおおむね適正とみなし、これは問題ないものと思います。

続いて予算ですが、先ほど委員長の審査報告で詳しく述べてもらいましたが、様々な制度の改正に対応した予算となっております。そういう意味からも、また審査を行いました社会厚生委員会において、当会派の中沢一博委員をはじめとする、私が尊敬すべき議員の皆様方から厳しい質疑がありましたが、それに対して適切な答えがあり、またそれらの意見に対して柔軟な対応をするような発言もありました。

これらのことを踏まえ、さらに委員会で全会一致で可決すべきものという議案審議が行われたことを加味いたしまして、私はこの議案に関しましては原案を可決すべきものと判断いたしました。ぜひ、多くの議員の皆様からのご賛同をお願いいたしたいと思います。

○議長 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は市民クラブを代表いたしまして、第9号議案 令和5年度国民健康保険特別会計予算につきまして賛成の立場で討論に参加いたします。

新型コロナウイルス感染症は、ようやく新規感染者数は落ち着いてきましたけれども、全世界で感染者数は6億7,000万人を超え、日本でも3,300万人を超えている状況であります。



まだ完全収束には至っておりません。ただ、毎回言っていることでありますが、新型コロナウイルスというパンデミックの中でも、また高齢化が進む中で想定される医療需要の増の中でも、一定の安心感を持って生活できるのは、日本の医療体制と国民皆保険制度が大きいと思います。

もちろん、今回のコロナ感染防止でも見られましたマスク・手洗い・うがいの励行等、根底には国民の健康意識もあると思います。しかし、その国民皆保険制度の根幹であります国民健康保険は、もともとは自営業者や農家の人たち主体の健康保険でありまして、低所得者、高齢者が多いという構造的な問題を抱えています。さらに、国保の世帯数も減少傾向にあります。そういう問題に加えまして、国保財政が先ほども話が出ましたけれども、市から県に移管されたわけですから、反対者が言うように国保税の負担感も限界に近いという意識は誰も同じでありますけれども、一自治体単独では解決できない問題も多くあります。

そこで、では南魚沼市の令和5年度国民健康保険特別会計予算はどうかであります。国は制度改正で、委員長の説明の中にもありましたが、課税限度額が一部引上げになりましたけれども、課税の軽減措置判定所得の引上げも行いました。また、これも話が出ましたけれども、出産育児一時金も42万円から50万円に改正。この増額分の8万円のうち3分の2は公費負担、3分の1の一部は令和6年度から後期高齢者保険が負担することになっていきますけれども、令和5年分については国が1件当たり5,000円を財政支援するということでもあります。また、反対者からも市独自の取組の意見も出ましたけれども、令和4年度から始まった未就学児均等割額の半額軽減も継続して行われております。

では、市でありますけれども、市も引き続いて収納率向上対策の推進、健康寿命延伸に向けたデータヘルス計画による計画的、継続的な保健指導やジェネリック医薬品の普及などでの医療費適正化、さらに慢性腎臓病の発症予防など生活習慣の改善に向けての取組の継続や、コロナの影響もあり思うようには実績が上がらなかった特定健診、特定保健指導も改めて実現可能な目標を掲げながら、受診率の向上を目指すことになっております。そういう医療費抑制の努力をして、予算の中では見てとれました。

また、令和5年度からは、新たに第3期のデータヘルス計画を立てまして、計画的な健康増進の事業を進めることにもなっております。これらのことは国保税の負担軽減につながることでありますが、これらの取組と実践の考え方を社会厚生委員会で確認したところであります。また、令和5年度の当初予算での国保税率も支払準備基金1億6,100万円のうち、1億円を取り崩し、税率を据え置いた予算組みであります。コロナの感染状況は落ち着いてきたとはいえ、年度途中の不測の事態にも備えなければならない中で、国保加入者の負担を軽減するための最大限の対応であると思いました。

前段述べました国保会計の構造的な問題、国保財政が県に移っている中で、当面のこの令和5年度国民健康保険特別会計予算については、現状の中での精一杯の努力を私は感じたところでありますので、本予算については賛成をいたします。皆様のご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第9号議案 令和5年度南魚沼市国民健康保険特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第9号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 第10号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、第10号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に反対の立場で討論に参加します。

後期高齢者医療制度は2008年に創設されましたが、75歳の誕生日と同時に今まで入っていた国保や健保から、あるいは家族の扶養から追い出され、保険料は年金から天引きされ、払えない高齢者からは保険証を取り上げる、健康診断から外来、入院、終末期まであらゆる段階で値上がりの差別医療を押しつけられる制度です。しかも、時がたてばたつほど国民負担も高齢者への差別医療もどんどんひどくなっていく仕組みです。

事実、政府は年収200万円以上、夫婦で320万円以上の後期高齢者医療費の自己負担を2倍化しました。物価高騰で食べるだけで精一杯な暮らしの中、医療費の自己負担が増えれば病気やけがのリスクが高い75歳以上の高齢者が、経済的理由で受診を我慢し、さらに病状を悪化させることになりかねません。安心して医療機関を受診できることが重症化を防ぐとともに、結果的には医療費を減らすことにつながると考えます。

後期高齢者医療制度及びその医療費2倍化は国の制度であり、地方自治体の裁量で何とかなるというものではありません。自治体としてこの業務を執行せざるを得ないことも重々承知をしています。しかしながら、この制度が南魚沼市の高齢者の暮らしと健康をむしばみ、ひいては若い世代に対しても負の影響を与えていることを考えれば、賛成の立場に立つわけにはいきません。

後期高齢者医療制度がいかに市民に負担を強いる制度であるかを告発するとともに、市民の命と暮らしを守る役割を持つ行政として、国に対し負担軽減を求めていくことを提案いたしまして、反対討論といたします。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 それでは、第10号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

総額6億2,100万円、前年度比1,100万円、1.8%増加の予算となっています。歳入は、被保険者9,453人に対する保険料4億7,479万円、前年度比1,336万円、2.9%の増であり、繰入金は、保険料軽減分としての保険基盤安定繰入金と一般会計繰入金の合計で1億4,504万円、3.3%の増加となっています。

歳出では、総務費が令和5年度は広域連合への職員派遣がないため717万円、前年度比873万円、54.9%の減になっています。広域連合納付金は6億1,271万円、前年度比2,013万円、3.4%の増と、令和4年度から被保険者数が増加に転じたため、前年の2.4%から大きな伸びになります。

令和4年度の1人当たり保険給付費では、入院費が大きく増加しています。今後も75歳以上が増える見通しで、どう保険料負担を抑えるかが課題になる中で、令和5年度新たに取り組む带状疱疹予防のためのワクチン接種費用助成は、医療費抑制事業として期待します。

自殺予防対策事業として、アルコール依存症者への居場所支援として、みちくさカフェふらっとを年6回開催する新たな取組も、高齢者からの要望もあり期待するところであります。また、令和5年度は制度改正による保険料軽減拡充により、軽減対象人数が増える見込みです。誰もが何歳になっても安心して医療を受け、健康を維持できるよう、限られた市の裁量の中でも市民ニーズに沿った予算と評価します。制度そのものの議論は国にて行われるものと期待をしているところであります。

この春から、行動制限なく人の動きが活発になると予測します。健康推進員と食生活改善推進員などの連携を深め、高齢健診受診率の向上、重症化予防など、いきいき市民健康づくり計画を確実に実行し、市民の健康づくりへの支援が、安定的な後期高齢者医療制度の維持につながるものと期待を持って賛成するものであります。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第10号議案 令和5年度南魚沼市後期高齢者医療特別会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 10 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議長 第 11 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

2 番・川辺きのい君。

○川辺きのい君 日本共産党議員団を代表して、令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計予算について、反対の立場で討論を行います。

市は令和 3 年度から、介護人材確保緊急 5 か年事業に取り組んでいます。この事業には大いに期待し評価するものです。介護現場の人材不足は深刻です。資格取得の補助や支援は当然必要ですが、根本は賃金をはじめとした処遇の問題にあります。介護の仕事に生きがいを持ちながらも、生活できない理由で離職者が絶えません。

そうした中で、コロナ禍の本当に大変な中で頑張っただいただいている現場の方々には、頭が下がる思いです。処遇改善は待ったなしです。そうした視点での介護人材確保緊急 5 か年事業には、第 9 期介護保険事業計画での今後のさらなる拡充を期待するものです。限られた枠の中での介護予防、重度化防止等の地域支援事業では、担当課の皆さんが予算には載らない部分でも、様々な工夫や努力をされておられ心より感謝するものです。

しかし、同時にそうした努力だけでは埋められない制度的な課題が介護保険制度にはあります。介護保険制度は 2000 年に高齢化社会に備え、これまで家族が担ってきた介護を、社会全体で支え合う仕組みとして創設された制度です。それまでの行政が責任を持つ措置制度はなくなり、事業者には民間が参入し、要介護者とその家族は介護サービスを商品として購入する仕組みとなりました。創設から 23 年、高齢化がさらに進み、家族での介護の困難さが増大する中で、事業量は飛躍的に拡大しています。しかし、政府の対応は高齢者の増加による社会保障費の自然増を削減する方針で、介護サービスの取上げ、利用料の負担増、介護報酬の大幅削減、介護保険料の引上げと負担増、給付削減の連続改悪でした。

その結果、保険料が高騰し、その懸念から入所施設の建設を抑制せざるを得ない状況も生まれています。加えて、介護報酬が低く抑えられていることが介護労働者の低賃金につながっており、働きたくても働き続けられず人材不足に陥る。これは構造的な矛盾であり、今市が抱える人材不足をはじめとした課題の多くの根本は、ここに原因があります。制度そのものは国の制度であり、一自治体の力では限界がある問題ではありますが、国の悪政から市民の命と暮らしを守る防波堤としての役割を持つ地方自治体の市長には、ご奮闘いただきたい。

介護職員の処遇改善と施設の安定運営にふさわしい介護報酬の引上げ、介護利用料の負担軽減など、誰もが安心して介護サービスが受けられるよう、制度改善を強く国に求めていただきたい。あわせて、市としても独自に介護保険料の減免措置を講ずる努力を要望して反対討論といたします。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

6 番・田中せつ子君。

○田中せつ子君 第 11 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に、市民クラブを代表して賛成の立場で討論に参加いたします。

歳入歳出総額 69 億 7,600 万円、前年度比 9,000 万円増加という、特別会計の中でも最高額の予算となっています。被保険者数は、昨年度比 104 人減少の 1 万 8,623 人と見込み、介護保険料は、前年並みの 14 億 4,066 万円の計上です。国庫支出金、支払基金交付金、県支出金のほかに、保険料軽減負担金を含む繰入金 11 億 977 万円を使つての予算編成であります。令和 5 年 1 月末で、65 歳以上の要介護認定者数は 3,423 人、認定率 18.4%と減少傾向。特別養護老人ホームの待機者は、令和 5 年 1 月末で 269 人と前年より 68 人減少し、こちらも減少傾向との報告であります。

しかし、介護サービス事業所の介護人材確保は大きな課題であります。人口が減少する中で高齢化が進んでおり、どの業種でも人手不足の現状です。市民が必要な介護サービスを受けるには、市民への広報を徹底し、介護サービス事業所との連携により介護資格取得支援と介護人材確保事業の成果を上げることを期待いたします。

また、認知症や鬱病等の予防として新たに取り組む、聴力低下のための日常生活に支障を来している中高年齢者の補聴器購入費用の一部助成は、市としてでき得る努力を続けていると評価しているところであります。中高年齢者の交流機会拡大としても、感染症対策を続けながら機能訓練事業などの介護予防普及啓発と、筋力づくりサポーター養成などの地域介護予防活動支援を着実に進め、健康寿命延伸に取り組むことに大きな期待を込めて賛成するものであります。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に、反対の立場で討論に参加させていただきます。

コロナで交流の機会や体を動かす機会がこれだけ減っている中、果たしてそういった市民のニーズに応えられた予算案だったかどうか、その視点で今回、反対の立場で討論させていただきます。

賛成討論者は、筋力づくりサポーター事業が着実に進むことを期待するとおっしゃいましたけれども、私は全く期待できません。現在の筋力づくりサポーター教室のサポーターへの報酬額が 1 時間 500 円でございます。1 時間 500 円だけれども、実質準備と後片づけがあるので 2 時間で 500 円。ほとんどボランティアに頼み切っている状態でございます。がゆえに、私はそれが一つの原因として、サポーターの数が今 150 人にまで激減。筋力づくりの教室に参加した述べ人数、令和 3 年 5,887 人で、その前の年が 1 万 2,000 人だったのに激減しています。にもかかわらず、介護予防事業費が増えていない。1,480 万円、人口 5 万 4,000 人で介護予防事業費 1,484 万円です。魚沼市、令和 4 年で 3,100 万円です。人口 3 万 3,000 人で倍以上、この予防事業にかけている。魚沼市、普及啓発型筋力トレーニング事業に 2,600 万円

盛っています。南魚沼市筋力づくり教室事業委託料 295 万円と、10 分の 1 でございます。

本当にコロナで体が動かさなくて、交流の機会が減った人たちにどれだけ応えられる予算編成であったか。なぜ、ボランティアに頼むのか。魚沼市のように、それをプロフェッショナルの人たちのところに高齢者をバスで連れて行って、そこで筋力づくりをしてもらいましょうよ。魚沼市は月 1,000 円とか 2,000 円とか払うだけで、迎えまで来てくれるのですよ。そういった場所、そういった試みをしてこそ、今コロナにかかった人たち、介護予防、そして皆さんの健康づくり、そういったところを通して市の発展になっていくと、そういう思いで反対討論に参加させていただきました。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第 11 号議案 令和 5 年度南魚沼市介護保険特別会計予算に対する委員長報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、第 11 号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 第 13 号議案 令和 5 年度南魚沼市病院事業会計予算に対する討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 令和 5 年度南魚沼市病院事業会計予算に、反対の立場で討論に参加させていただきます。

最大の反対理由は、限られた医療資源を効率的に運用するため、紹介、逆紹介などによる医療連携の推進が必要と書かれた総合計画の方針に、予算編成が果たしてそれに基づいてつくられたものなのかどうかというのが疑問な思いから、反対をさせていただきます。

まず、施政方針の資料 113 ページを見ると、紹介、逆紹介の数は減っています。減っていますが、総合計画には限られた医療資源を効率的に運用する——つまり、病院間の競合要素はできる限りなくさなければいけない。今回、ふるさと応援活用基金から 2 億円が盛られて、高額医療機器が購入されるということなのですけれども、これも病病連携が物すごい大事で、基幹病院にある高額医療機器をこちらで買うわけにはいきませんよね——もちろん買った方がいいのかもしれないけれども、できる限りその部分で競合しないようにすることで、それぞれの機器、それぞれの病院の役割が最大限発揮できるのではないかと思います。

なので、医療機器の購入に関しては、最善の努力をして情報公開をしてほしいと思います。情報公開をした上で、市民の人たちに納得がいく形で買っていただきたい。過去3年間の100万円以上の医療機器の購入履歴を調べさせていただきましたけれども、医療機器の購入が全部で37件ありまして、そのうちの21件が随意契約。入札がかかったのが16件で、平均落札率が98%。100%が5件ございまして、予定価格549万円、580万円、794万円、502万2,800円、326万円という切りのいい数字でもないのに、落札した会社の見積もった額と病院が提示した予定価格がぴったりカンカンということですね。

だから何というわけではなくて、ほかの市立病院ではこういう情報はしっかり公開していますので、ウェブサイトで。なので、しっかり公開をして、市民にこうやって私たちは経費削減に努めているのだと。特に医療機器の契約に関しては、クロスウィルメディカルという会社の契約が多くて37件中19件を占めております。そのうちの9件が入札にかかって、落札率は99%となっております。100%が2件です。

南魚沼市財務規則第129条、予算執行職員は契約を締結する場合においては、特定の規定をする場合を除き一般競争入札にかけなければならないとあります。随意契約にする場合はしっかり——例えば第129条第3項第6号に競争入札に付することが不利と認められたときというふうに、そういう場合のみと書いてあるのですけれども、資料を見てもなぜ競争入札に付することが不利なのかという説明がないので、なかなかこちらでも判断ができなかった。なので、しっかりそういう部分を情報公開して、市民に納得してもらう形でぜひこの2億円で医療機器の購入に進んでいただきたいという思いでございます。

医療機器の購入履歴を見ていく中でも、例えばこういう記載があるのです。基幹病院にこういう設備がある。けれども、そこに常勤医師がいないからこちらにも買うべきだみたいなのが書いてある。それはそうなのだろうなとは思っただけけれども、ぜひ基幹病院とどういった折衝があって、そういうふうになっているのかとか、本当に競合していないのかとかそういうのをしっかり情報公開してほしいなという思いでございました。

今回、ふるさと応援活用基金で医療機器2億円が選定されたプロセスもすごい不透明で、昨年6月に提案を募集したときに、市民病院は耐用年数が過ぎた医療機器のものが散見されて、現場では既に患者に安全な医療体制を提供できるのかと不安を抱いているというような形で申請しているわけです。であるならば、もうふるさと応援活用基金を待たずに、安全な医療体制が維持できないという不安があるくらいなら、すぐにでも買ったほうがいいと思うのです。総合計画審議会の時点ではこの2億円は入っていなかったのだけれども、その後この2億円が入ってきたというプロセスもとても不透明だったので、もう少しオープンな形で市民の人たちに寄り添った病院経営。

そして、最後に健診施設移転でございます。病院事業会計予算にはこの健診施設移転に関わる職員の人件費が入っておりますので、健診施設移転に関して反対の方がいる場合は、この病院事業会計の盛られた人件費に関してもしっかり考えなくてはいけないと思います。健診施設の移転の主な目的は、職員の労働環境の改善、そして住民サービスの是正とありまし

た。

労働環境の改善は、まず総合計画に書かれている病病連携のビジョンを示さないと、労働環境の改善もできないと思うのです。だって、どの部分を基幹病院でやって、どの部分を市民病院で、どの部分を民間でやるかをしっかりすることで、労働環境は改善されていくと思うのです。最小の経費で最大の効果ができると思うのです。医療機器に関しても職員に関しても。でも、そこのビジョンがないと、なかなかどの機器を買うとか、どの職員を雇うというビジョンもなかなか難しいと思うのです。

特に一番現場にいる人たちというのは、何でこの患者さんがここに来て、何でこの患者さんが基幹病院に行かないのかと、そういうので現場の人たちも疲弊する可能性ももちろんあると思うので、まず総合計画に書かれたビジョンをしっかり示した上で、医師不足なら医師不足、医療機器が必要なら医療機器という、そういう手順を踏んでいく、そういったものでやったほうがいいと思います。

そして、林市長は、健診施設の移転に関してはもう時間がない、時間がないと言っていますけれども、2年半前の市長選挙で多分これは言っていなかったと思うのです、一言も。それだけ大事なことならば、やはり選挙で言うべきだったと思うし、3か所でできる健診が1か所になるわけだから、それは交通弱者にとっては大きな影響を受けるわけですから、しっかり市民の声を聞いてアンケートをとるなりして、もしアンケートが嫌ならもう来年、選挙がありますよね。もうそのときにしっかり民意を問うぐらい、しっかり市民の声を聞いた上で、この37億円の投資が市民の生活を改善できるのだというビジョンを持った上でやっていただきたい。そういう思いで反対討論とさせていただきます。

○議 長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は市民クラブを代表いたしまして、第13号議案 令和5年度南魚沼市病院事業会計予算について、賛成の立場で討論に参加したいと思います。

先ほども言いましたけれども、新型コロナウイルスの新規感染者は落ち着いてきましたけれども、医療現場はまだまだ気を緩められない、見通しの立てづらい病院運営が続いている現状だと思います。そういう中で、令和5年度の病院運営でありますけれども、全診療科平均で1日当たり外来患者数を市民病院は470人、大和病院が150人と見込み、1日当たりの入院患者数は市民病院122名、大和病院が40人を見込んだ予算になっています。

総論的に少し触れますけれども、まず市民病院についてであります。入院見込みは前年度の当初見込みよりも抑えた数値になっていますが、令和5年度の市民病院では、昨年度も予定に入っていましたけれども、実現できなかった回復期リハビリ病棟について、専任の医師を確保しながら始めるということでもあります。これからしばらくはさらに進む高齢社会の中での在宅復帰、在宅支援を考えれば、地域包括ケア病棟とともにリハビリの充実自体は、地域で必要とされる医療の取組と考えます。

また、城内診療所は、市民病院の附属化として診療日程等が減るために、患者動向もこれ



から注視する必要がありますが、地域の医療体制は一応継続される形が決まりました。さらに大和病院では、朝診療、夕診療、健友館での総合的な健診事業などを含め、医師の働き方改革の面での課題はありますが、まさに地域医療の最大限の実践と継続という地域住民の安心・安全のため、保健・医療の取組を続け安定した収支予算を見込んでおります。

ということで総論的なところなのですが、令和5年度の病院事業会計予算につきまして、細部は省略いたしますけれども、もう少し具体的に見ます。収益的収支では、外来入院患者の、前段のように見込んだ医業収益に、医業外収益の一般会計からの補助金約5億8,000万円なども含めた事業収益、そしてまた事業費用の予算全体の収支では、約4億円の赤字予算であります。

ここが一番気になるところでありますが、この背景には令和3年度に倒壊しました市民病院玄関の車寄せの保険金5,000万円が、令和4年度の収入として予算化されております。そしてまた逆に令和5年度につきましては、電気料、燃料費合わせて1億円近い支出増になる見通しだということで、令和4年度の2億6,500万円の赤字予算から、令和5年度は4億円の赤字予算を組まざるを得なかったということでもあります。経営改善の努力が進んでいないということではないようであります。

そこで、令和5年度の具体的経営改善としましては、入院、外来の増で、薬剤費とか材料費とか増になっているところもありますけれども、常勤医師の増についてもある程度めどが立ち、そしてまた非常勤医師給与について重複等の調整など、実際に支障のない範囲で市民病院で約4,000万円の削減を行い、また額はあまり多くないですけれども、530万円の予算で経営コンサルタントとの委託契約で収入確保や経営改善の情報を得ながら、経営改善を引き続き進めるという予算にもなっております。

また、赤字予算の今後の縮減、解消に向けて、地域包括ケア病棟や回復期リハビリ病棟に取り組みながら経営改善に向けていくという方向性があります。令和5年度予定している回復期リハビリ病棟の病棟運営が本格的実施になった時点での人件費や、それに見合う医療収入の見通し——言い換えますと回復期リハビリ病棟は特定の疾患の患者さんのリハビリに限定しているということもありまして、経営的には収入単価は大きいとしても、人件費等の投資に見合う入院、退院が効率的に回るだけの需要があるか。もちろん経営だけの問題ではありませんけれども、そういう点も今後、見極めながら進める必要があることも感じたところでもあります。

資本的収支のところにもちょっと触れたいと思いますけれども、市民病院分で——その前に今反対者の中で病病連携の話がありました。病病連携の中で効果的な機器整備が必要だということでありましたけれども、私もできることであれば、できる部分であればそれはやはりしなければならないという思いがあります。そのために反対者も言っていましたけれども、地域完結型の医療を改めて整理する必要もあるのかなと私も思っているところでありますけれども、今回この討論の中では、ちょっと視点を変えましてお話をさせていただきたいと思っております。

市民病院分で医療機器の購入のために、一般会計繰入金が2億円あります。古い医療機器の更新でありますけれども、本来、公営企業会計の独立採算の原則からしますと、地方公営企業法第17条の2で——条文の中身は言いませんけれども、一般会計が負担すべき経費が決まっています。地方公営企業法の趣旨やこの条文からは、通常であれば原則として医療機器の購入は、まさに公営企業会計の病院事業会計で持つべきだと思っています。

ただ、一般会計の繰入財源がふるさと応援活用基金ということであり、この基金の活用は別に定めたということでもあります。更新が必要な機器のリストには——私が病院にいる頃からある物ですから、20年以上も使用の高額医療機器も、その頃からある機器もあるということで、そういうものを抱えている中で、今の病院会計では対応が難しい現実もあるようになります。したがって、今回のこの形ではやむを得ないのかなという判断を私はいたしました。

しかし、このような形でふるさと応援活用基金の病院事業への活用が恒常化するようだと、地方公営企業会計の独立採算の原則はどうなるのかという懸念も実は私はあります。このところいろいろな理由づけで一般会計の病院関係への負担が増えていると、個人的には感じていまして、今後は一般会計の財源の状況も併せて考えて、公営企業会計の独立採算の原則を基本に据えて、個々に慎重な判断が必要だというふうに、この資本的収支の予算を見ながら私は感じたところであります。

以上のことから、令和5年度の病院事業会計予算は全てよしということではありませんが、予算内容や取組から見える現状の努力を評価し、そしてまた今後の懸念もあわせて併記しまして、市民の安心・安全の医療の継続のために、令和5年度南魚沼市病院事業会計予算に賛成をしたいと思います。皆さんのご賛同をお願いいたします。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

18番・牧野晶君。

○牧野 晶君 それでは、令和5年度南魚沼市病院事業会計予算に賛成の立場で討論をさせていただきます。

私、今日ふと思っていたのが、この議場って野球場みたいだなと思いました。私だけかもしれないけれども、配置がなんとなく四角。本当に今日本のワールドベースボールクラシックで大躍進が続いています。チームプレーでみんなが喜び合う、こういう人間関係というのは非常に大切だなというふうな思いがあります。

なぜこのような話をするかという、きっかけになったのはやはり大谷選手のセーフティーバントです。あれは、大谷なら何とかしてくれる、打ってくれるとかという思いもあるし、敵チームも打つのではないかとみんなで構えていたわけですね。その中で、意外や意外、セーフティーバントですよ。もうみんながあっけにとられたわけですね。その中でそれが斬り込みになって、本当に敵からもある意味、強いボールが来るぞとか、強打が来る、味方も何かやってくれるのではないかと考えていた中で塁を進めて、そしてそれが相手のエ

ラーにつながって点を取っていくきっかけになったと思います。

やはりああいうふうにはプレーできるというのは信頼関係があつてだと思ひます。やはりチームというのは信頼関係、人間関係というのは信頼関係が大事だと思ひます。

こういうふうな思ひの中で私が思ふのは、これからコロナ対応が変わり、病院がどういふふうには、市民がどのように動いていくのか本当にまだ分かりませんが、病院のスタッフにお願いするのは、本当にこれからも頑張つていただければと思ひます。本当に頑張つてください。

今ここには市長をはじめ、一般会計、水道、消防など、みんな責任者がおります。3月議会最後の予算審議なので、本当にこれは最後の最後の審議であります。今日もまたいろいろな意見が出て、いろいろな思ひをした人がいるかもしれません。でも、私はこのことだけは、この議場にいる多くは同じ思ひだと思ひますので、私は代弁しているつもりで言わせていただきますが、令和5年度も皆さんガンガン攻めて市の発展に努めてください。多くの市民が応援しております。胸を張つてこれからも市政に向けて頑張つてください。これをもって賛成討論とします。

以上です。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よつて、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。第13号議案 令和5年度南魚沼市病院事業会計予算に対する委員長の報告は原案可決です。本案は委員長の報告のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よつて、第13号議案は委員長の報告のとおり可決されました。

○議 長 日程第8、発議第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

10番・吉田光利君。

○吉田光利君 それでは、発議第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出について、提案理由を説明いたします。

我が市の観光のメインであるスキー産業、スキー場での圧雪車や降雪機、農業関係ではトラクター、コンバイン等々、いわゆる道路を走らない機械等に適用され、1リットル当たり32円ほど免税の恩恵を受けている。現状でもエネルギー価格や物価高騰により厳しい経営環境にある中、基幹産業であるスキー場や農業関係にとっては、免税制度の継続は必須の願ひ

である。廃止になるとスキー場の経営維持や農業経営、そして市の経済に計り知れない影響を与えることとなります。

3年ごとに見直す国の制度として、令和6年6月末で廃止される状況にあります。どうしてもこの制度を継続していただかなければならないところでもあります。前回は全会一致で可決されております。今回についても、全会一致可決でのご賛同いただきますようお願いいたします。

○議 長 提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議 長 討論を行います。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第2号 免税軽油制度の継続を求める意見書の提出については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、発議第2号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第9、発議第3号 議会改革特別委員会の調査期間の延長についてを議題といたします。本案について提出者の説明を求めます。

11番・塩川裕紀君。

○塩川裕紀君 それでは、発議第3号 議会改革特別委員会の調査期間の延長について、提案理由を申し上げます。

議会改革に関する調査、検討を目的として設置している議会改革特別委員会については、調査期間が令和5年3月31日までとなっております。議会改革特別委員会では現在、議会基本条例やタブレット端末導入などについて調査、検討をしているところですが、引き続き調査、検討をする必要があることから、調査期間を延長したいものであります。

資料3ページをご覧ください。調査期間は調査終了までとし、閉会中も調査を行うことができるものとするものであります。

以上で、説明を終わります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議 長 提出者に対する質疑を行います。

1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 そもそもお尋ねしますけれども、今、議会でどういったものが足りなくて、何か足りないものがあるから改革したいと思うのですけれども、何が足りない、何が不足し

ているとお思いでしょうか。

○議長 提出者。

○塩川裕紀君 今、議会改革特別委員会でも話し合われているところではありますが、我が議会でも先進事例に倣ってペーパーレスを進めていこうというところで、タブレットを導入したり、ほかの議会でも徐々に整っている議会基本条例をしっかりと整えていこうという方向で進んでおります。

以上です。

○議長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 議会基本条例というのは、住民からの厳しい視線にさらされた議会が、住民からの疑問に答えるために、条例というふうにも文化し、それを住民との信頼関係につなげるという目的で全国的に始まった流れなのですけれども、今現在、南魚沼市議会の今の体制で、基本条例が必要だと思わせる何かあったのでしょうか。基本条例が必要だと思わせた、住民に対して何か説明が必要だな、何か不明確な部分があったから、この条例が必要だというふうに思ったと思うのですけれども、何があったのでしょうか。

○議長 提出者。

○塩川裕紀君 住民とのやり取りの中では、以前、対住民に関する議会報告会とか等々を行っていましたが、それについてはそのやり取りとか市民との対応の中で、議会基本条例が必要となったということではないと思います。

基本的に議会の中のきちんとした条例を整えることによって、今後の議会運営をしっかりと進めていくという内容で進めているものだと思っております。

○議長 1番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 現在、南魚沼市議会には議会規則などいろいろな規則がございます。その中で十分足りているという議論もあると思いますが、何か足りていないから多分、条例が必要だと思っていると思うのですけれども、何が足りていないのでしょうか。

○議長 提出者。

○塩川裕紀君 今の内規等々では不十分な部分がありまして、最近の議会の中でも運営に非常に支障を来すような内容がありますので、しっかりとした条例を制定していく方向であります。

以上です。

○議長 ほかに。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

質疑を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、質疑を終わります。

○議長 長 討論を行います。

まず、原案に反対者の発言を許します。

1 番・黒岩揺光君。

○黒岩揺光君 南魚沼市議会の議会改革特別委員会の調査期間の延長について、反対の立場で討論に参加させていただきます。

先ほど牧野議員が、野球に例えたのが物すごいよかったなと思ひまして、野球というのは1番から9番まで全員平等に回ってくるのです。打てないバッターであれ、年齢に関係なく全員平等に回ってくる。それが議会の基本的なものでございます。議員22人が平等に発言機会が与えられ、平等に扱われる。

議会基本条例を制定する理由が不明確なのに、そのために委員会を設置し、議会の事務局職員の仕事を増やすわけにはいかない。委員会をするために、たくさんの膨大な資料を用意し議事録を作成しなければいけない。何で基本条例が必要なのですか、今何か足りていないものがあるのですよね、まずそれを言ってくださいよ。基本条例が必要ななら、何で会派に入らない私を入れてくれないのですか。

小澤委員長、私、言いましたよね。次、延長する際は会派に入っていない私も入れてくださいと。全会一致を目指すなら、一人一人の意見に耳を傾ける。会派に入っていないとか関係なく、いろいろな人たちの意見に耳を傾けてこそ改革というのはできるのではないですか。会派に入っていないから、では委員会に入れない。では、なぜ僕は議会広報特別委員会に入っているのですか。

住民からの厳しい目に応えようと思うならば、まず私たち22人のそれぞれの厳しい目に、それぞれが応える姿勢を示し、しっかりした基本条例をつくらうと、そういう姿勢を示すことが大事だと思ひまして、反対討論とさせていただきます。

○議長 次に、原案に賛成者の発言を許します。

13 番・佐藤剛君。

○佐藤 剛君 それでは、私は賛成の立場で討論に参加したいと思います。

一番大事なところで、基本条例の一番根っここのところですので、私の言うことが的外れなのかもしれませんけれども、私の思いをちょっと伝えたいと思います。

今、南魚沼市の議会に何が欠けているかというところなのでありますけれども、私は一番、それぞれの議員がどう発言しながら、そしてどう議会の意思を、団体意思をまとめていくかというところのプロセスが一番欠けていると思うのです。そういうところが市民に伝わっていない。そこをまず第一に、条例の中で整理していかなければならないというのが第一であります。

したがって、傍聴されていると思うのですけれども、議会基本条例の中には、なぜつくるかという目的から始まりまして、それぞれ議員の立場、議長の立場、そして委員会はどうあるべきか。そこら辺も全部含めながら、こういうふうなことをしながらこの議会を活性化していこう、そして市民に分かりやすい議会にしていこう、というのが議会改革特別委員会あります。

そしてもう一つは、多分、黒岩さんも感じていると思うのですけれども、新しく議会に入

った方々が、議会というのがどういう形で動いているのかというのが分からない。その基本となるのをつくることも一つの目的だと思います。内規ではない。内規なんていうのは時代が変われば、時が変われば、期が変われば変わる可能性もありますので、きちんとした条例の中でそういうことも含めて決めていこうということでもあります。私はぜひ、この南魚沼市は議会基本条例が何としても必要だという思いで、特別委員会の中に加わりながら討議を進めております。

足りないところは多分あると思いますけれども、足りないところは議会基本条例をつくった後に、足りないところはまた条例改正等もできるわけですので、この方向で進めていくことは非常に重要なことだと思いますので、賛成の立場で討論に参加をいたしました。

○議 長 次に、原案に反対者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

次に、原案に賛成者の発言を許します。

〔「なし」と叫ぶ者あり〕

討論を終わることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、討論を終わります。

○議 長 採決いたします。発議第3号 議会改革特別委員会の調査期間の延長については、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

起立多数。よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

○議 長 日程第10 閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員長より所掌事務について、各常任委員長より所管事務について、それぞれ会議規則第111条の規定によって、お手元に配付のとおり、閉会中の継続調査について申出があります。

○議 長 お諮りいたします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と叫ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

○議 長 以上で、本定例会に……

〔「議長、15番、休憩動議」と叫ぶ者あり〕

〔「賛成」と叫ぶ者あり〕

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 休憩をいただきましてありがとうございます。私は議会人としてあえてお伺いさせていただきたいと思っています。私たち議会は、市民から負託を受けて、そしてこの議場に來ております。その中で1番議員は、採決に加わりませんでした。予算審議であり

ます。9月議会のときも退席をいたしました。今回は予算議会でございます。

退席は法で認められておりますけれども、私は議会人としてこの一番大事な来年度予算に向かって採決を——私たちはいろいろな意見があつて私はいいと思つて居るのです。だから採決をして、それをではどう決めて執行するか。これは議会では大事な部分だと私は思つて居るのであります。その部分で退席をするということに、議長としてそのような声を、予算議会ではどのように思つておられるのか。

もう一点は、本人はどういう意味で退席をされたのか。9月議会からかなり退席しておりますけれども、説明責任がなされておられません。議会人として私はいかななものかと思つて居るのでありますので、あえて休憩を取らせていただきました。

以上であります。

○議 長 議長としてということになりますと、退席ということは認められていることとありますので、本人の自由だと思つて居ます。また、本人への理由説明というのは、この場ではふさわしくないと思つて居ますので、もし議場を出てから本人に確認するということが可能かと思つて居ますが、私の考えはそういう考えでございます。

15番・中沢一博君。

○中沢一博君 認められているなら、それで結構であります。でも正直言つて執行部も私たちがなぜ退席したのだろうかというのが、正直言つて分かりません。議会人として一番大事なこの予算議会の中で、やはり私たちは採決するということが大事なのです。苦渋の判断をしながら、そして本人も下水道事業の中で言つて居るように、時間をかけて研究をして、そして下していると言つて居ます。なぜそれが採決に加わらないのですか。私はそう思つて居るのであります。

以上であります。

○議 長 はい……よろしいでしょうか。

○議 長 以上で、本定例会に付議された事件は全て議了いたしました。

○議 長 これをもって、令和5年3月南魚沼市議会定例会を閉会といたします。大変お疲れさまでした。

[午後0時14分]